

美加の台三丁目地区

面積	47,005.27m ²
区画数	197区画
認可年月日	認可 H28.7.20
有効期間	15年
用途地域	第1種低層住居専用地域

■概要

(建築物に関する基準)

第5条 協定区域内の建築物等に関する基準は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 建築物は、造成された土地1区画以上に対し1戸とする。但し、物置、車庫、その他これらに類する附属建築物はこの限りではない。
- (2) 建築することができる建築物の用途は、次に掲げるものとする。
 - イ 1戸建専用住宅
 - ロ 診療所
 - ハ 末尾添付図面の赤色表示の土地については、前各号のほか日用品販売を主たる目的とする店舗兼用住宅
 - ニ その他、第12条に規定する委員会(以下「委員会」という。)が、良好な住宅地としての環境を損わないと特に認める建築物
- (3) 建築物の階数は、地階を除き3以上としない。
- (4) 建築物の高さは、現状の地盤面から9.0メートル、軒の高さは7.0メートルをそれぞれ超えてはならない。
- (5) 敷地境界線からの建築物の外壁後退距離は、道路及び歩行者専用道路に接する敷地の部分については1.8メートル以上とし、その他については1.0メートル以上とする。

但し、これに満たない距離にある建築物又は建築物の部分が次に掲げるものに該当する場合はこの限りではない。

 - イ 外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3メートル以下であること。
 - ロ 物置、その他これに類する用途に供し、軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内であること(添付参考図参照)。
- (6) 道路及び歩行者専用道路に面して設置する塀は、現状の地盤面より1.5メートルを超えない高さとし、表面化粧の施されていないコンクリートブロック積みとしない。
- (7) 道路及び歩行者専用道路に面する現状の擁壁面に、人工地盤及び構造上危険な石積等の構造物、工作物を設置してはならない。
- (8) 現状の地盤面の高さを変更してはならない。但し、造園及び車庫の設置による一部の変更はこの限りではない。

- (9) 門、車庫等の扉は、開放時に敷地境界線をこえないものとする。
- (10) 道路の隅切部分を車庫の出入口としてはならない。
- (11) 建築物の色彩、形態及び附属建築物の意匠等は、良好な住宅地に調和するものでなければならぬ。
- (12) 敷地内の空地は緑化等、良好な住宅地としての環境に相応しいと判断出来る状態の維持に努めることとする。
- (13) 河内長野市下水道条例のとおり、敷地内に設置済みの汚水柵に雨水を流入させてはならない。

